



冬期における冬用タイヤ・チェーン装着徹底を要請！



大阪国道事務所

H30・11・28

今年度も、雪害対策期間（H30・11～H31・3）に入ります。平成29年度の大雪では、近畿管内において、冬用タイヤやタイヤチェーン未装着などの車両による立ち往生が発生しました。特に大型トラック等による立ち往生については、車両通行への影響も大きいことと、車両の移動等をするための復旧作業にも多くの時間を費やします。冬期の安全な交通を確保する為にも、冬期における早期の冬用タイヤ及びチェーン装着について指導徹底してもらうため、平成30年11月28日に大阪国道事務所及び大阪府の連名で（一社）大阪府トラック協会に要請を行いました。



～大阪国道事務所、大阪府から（一社）大阪府トラック協会へ要請書提出～



【目的】立ち往生車両は、大型車が約7割を占め、また冬用タイヤを装着している車両の内、チェーン未装着車が約9割を占めており、冬用タイヤだけでは不十分。冬場になると、道路の積雪や凍結により、ノーマルタイヤを装着した車両が立ち往生して、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こしています。積雪・凍結道路ですべり止めの措置を取らない運転は法令違反となります。

冬道を走るなら

ノーマルタイヤ NO!!

冬場になると、道路の積雪や凍結により、ノーマルタイヤを装着した車両が立ち往生して、深刻な交通渋滞や通行止めを引き起こしています。

積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は法令違反となります。

一般社団法人日本自動車タイヤ協会
 会長：国土交通省近畿地方整備局 国土交通省近畿運輸局長 NEXCO西日本岡田社長

☆啓発チラシ☆